

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成28年7月1日

【会社名】 萩原電気株式会社

【英訳名】 HAGIWARA ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 岩井三津雄

【本店の所在の場所】 名古屋市東区東桜二丁目2番1号  
(注)平成28年7月1日より本店所在地を名古屋市東区東桜二丁目3番3号  
から上記に変更しております。

【電話番号】 052(931)3511(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 宮本敬三

【最寄りの連絡場所】 名古屋市東区東桜二丁目2番1号

【電話番号】 052(931)3511(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 宮本敬三

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
萩原電気株式会社 東京支店  
(東京都港区芝公園二丁目10番1号 住友不動産芝園ビル)

## 1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第59期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円 総額290,691,765円

効力発生日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の監査・監督機能を強化し、経営の透明性及びガバナンス機能の一層の充実を図ることを目的に、監査等委員会設置会社へ移行するため、定款の一部を変更するものであります。

機動的な配当政策及び資本政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができるよう、定款の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

萩原義昭、岩井三津雄、三浦芳彦、福嶋洋二、森 武彦、白木一成及び萩原智昭の7氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

鈴木正二、佐橋 渡、辻中 修及び川脇喜久雄の4氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額500百万円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額80百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	61,304	108	-	(注)1	可決(98.50%)
第2号議案	54,685	6,727	-	(注)2	可決(87.87%)
第3号議案					
萩原義昭	61,031	378	3	(注)3	可決(98.06%)
岩井三津雄	61,103	306	3		可決(98.18%)
三浦芳彦	61,135	274	3		可決(98.23%)
福嶋洋二	61,151	258	3		可決(98.26%)
森 武彦	61,139	270	3		可決(98.24%)
白木一成	61,141	268	3		可決(98.24%)
萩原智昭	61,136	273	3		可決(98.23%)
第4号議案					
鈴木正二	61,069	340	3	(注)3	可決(98.12%)
佐橋 渡	58,669	2,740	3		可決(94.27%)
辻中 修	61,101	308	3		可決(98.17%)
川脇喜久雄	61,145	264	3		可決(98.25%)
第5号議案	60,049	1,360	3	(注)1	可決(96.48%)
第6号議案	61,189	220	3	(注)1	可決(98.32%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 賛成数は、「事前行使における賛成数」と「当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できた賛成数」を合計したものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上